

とうじしゃめせん しょう ふくし かか しょうらいてんぼうけんとういんかいせつちようこう  
当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会設置要綱

せつちもくてき  
(設置目的)

だい じょう しょう しゃしえん ちようきてき しょうらいてんぼう けんとう すがた み す こんご  
第1条 障がい者支援の長期的な将来展望の検討とともに、その姿を見据えた今後  
けんりつしょうがいしゃしえんしせつ かた とうじしゃめせん しょう ふくし かか りねん じっせん  
の県立障害者支援施設のあり方や当事者目線の障がい福祉に係る理念や実践につ  
いてけんとう けんとう とうじしゃめせん しょう ふくし かか しょうらいてんぼうけんとういんかい い か  
いて検討するため、当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（以下  
「いんかい せつち  
「委員会」という。）を設置する。

しよしょうじこう  
(所掌事項)

だい じょう いんかい ぜんじよう もくてき たつせい つぎ かか じこう しよしょう  
第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- 1) しょう しゃしえん ちようきてき しょうらいてんぼう けんとう かん じこう  
障がい者支援の長期的な将来展望の検討に関する事項
- 2) い しけつていしえん ぜんけんてんかい とうじしゃめせん しょう ふくし かか りねん じっせん けん  
意思決定支援の全県展開など、当事者目線の障がい福祉に係る理念や実践の検  
討に関する事項
- 3) けんりつしょうがいしゃしえんしせつ かた けんとう かん じこう  
県立障害者支援施設のあり方の検討に関する事項

こうせいいんとう  
(構成員等)

だい じょう いんかい がくしきけいけん もの しょう しゃおよ しょう しゃ ふくし かん じぎょう  
第3条 委員会は、学識経験のある者、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業  
にじゅうじ ものとう めい こうせい  
に従事する者等により10名をもって構成する。

2 いん にんき れいわ がつ にち  
委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

いんかい  
(委員会)

だい じょう いんかい いんちよう お  
第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 いんちよう いん ごせん けつてい  
委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 いんちよう かいむ そうり ひつよう おう いんかい しょうしゅう  
委員長は、会務を総理し、必要に応じて委員会を招集する。
- 4 いんちよう じ こ また いんちよう か いん いんちよう  
委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があら  
かじめしめい もの しょくむ だいいり  
かじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 いんちよう にんき いん にんき おな  
委員長の任期は、委員としての任期と同じとする。

(部会)

第5条 第2条の所掌事項のうち、特定の課題について検討するため、必要があるときは委員会に部会を設置することができる。

2 部会の運営に必要な事項は別に定める。

(委員会の公開)

第6条 委員会は、原則として公開とする。ただし、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第5条第1号又は第2号に該当する事項についての議事を行う場合は非公開とする。

(関係者の意見聴取)

第7条 委員会は、必要により、議事に関係する者の意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局 共生推進本部室が行う。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。